

下関市菊川体育館のネーミングライツ募集要項

下関市では、下関市菊川体育館の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツ（公共施設等の名称に法人名等の愛称を付与する権利）を導入することにより、対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、維持管理費用等を捻出することとし、これを支援いただける法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

1 募集の概要

次の条件で下関市菊川体育館のネーミングライツ・パートナーを募集します。わかりやすく市民に親しまれ、また下関市菊川体育館にふさわしい愛称をご提案ください。なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから設置条例等の例規改正は行いません。

（1）対象施設

名 称：下関市菊川体育館

所在地：下関市菊川町大字下岡枝1 4 7 7 番地 1

※詳細は別紙1のとおり

（2）ネーミングライツ料（希望金額）

年額300千円以上

※消費税及び地方消費税は、別途必要となります。

※希望金額以上での募集とします。

（3）愛称の使用期間

平成30年4月1日（日）から平成33年3月31日（水）まで

（4）ネーミングライツ・パートナーの特典（スポンサーメリット）

- ① 施設の看板、銘板、敷地内サインの表示を変更できます。また、新規看板等の設置の可否については、協議のうえ決定します。看板の設置位置等については、別紙1を参照のこと。
- ② 施設パンフレット、チラシ等の印刷物（いずれも新規作成分）は、施設の指定管理者が作成します。契約締結後、本市が指定管理者に施設パンフレット等への愛称の記載を依頼します。
- ③ 本市ホームページの表示変更は、本市が速やかに実施します。
- ④ 施設の愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、記者発表し、本市のホームページでも公表することとし、本市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設利用団体にも愛称の使用を働きかけるなど、愛称の普及に努めます。
- ⑤ 愛称について、本市ホームページにネーミングライツに係るサイトを設け、そのサイトからネーミングライツ・パートナーのサイトへリンク設定を行います。
- ⑥ その他、ネーミングライツ・パートナーにおいてネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議のうえ、法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱等をいう。以下同じ）への適合を踏まえて決定します。

（5）愛称の命名条件

- ① 体育館にふさわしい愛称とし、わかりやすく市民に親しまれるものを条件とします。
- ② 愛称に「菊川」又は「きくがわ」という言葉を含めることを条件とします。
- ③ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
 - ア 法令等に違反しているもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - オ 政治性又は宗教性のあるもの
 - カ 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの

キ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの

ク 個人の氏名

ケ 愛称として適当でないと認められるもの

- ④ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、愛称はその使用期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更にあたっての相当の理由があると認められる場合を除きます。
- ⑤ 愛称の使用開始から約1年間は、必要に応じて条例上の名称を併記させていただく場合があります。
- ⑥ 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題がないものであることを条件とします。
- ⑦ 国又は山口県への補助金申請並びに下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

(6) 愛称等の表示と費用負担

- ① 施設の看板、銘板及び敷地内のサイン等に愛称を使用することができます。看板等の変更及び新規設置については、ネーミングライツ・パートナーが施工し、それに要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。なお、新規看板等の設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。

また、契約終了後の原状回復についてもネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

- ② 道路標識、バス等の案内表示については、本市が道路管理者やバス事業者等へ確認を行い、変更が可能なものについては表示の変更を行うことができます。この場合、ネーミングライツ・パートナーが道路管理者やバス事業者等と協議のうえ、表示の変更を行うこととしますが、これに要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとし、契約終了後の原状回復についても同様とします。

(7) 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できることとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- ② 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人
- ③ 道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）及びその他の租税の滞納がある法人
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きをしている法人
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する法人
- ⑦ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する法人
- ⑧ 指定管理者の事業目的と競合する法人

指定管理者：一般社団法人菊川スポーツクラブ
指定管理期間：平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- ⑨ ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人

2 応募の方法

(1) 提出書類及び部数

- ① 参加申出書（様式第1号） 1部
- ② 企画提案書（様式第5号） 1部
- ③ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

(原本)、印鑑証明書(原本) 各1部

- ④ 納税証明書(参加申込の日から、1月以内のもの)
下関市税・・・市税滞納なしの証明(原本)
国 税・・・納税証明書(その3の3)(原本)
各1部

- ⑤ 法人役員名簿 1部

- ⑥ 申し込みの日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支計算書、その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書、その他法人の業務の内容を明らかにする書類
各1部

- ⑦ 定款、その他これらに類するもの(原本証明を行ってください。)
各1部

(2) 募集期間

平成30年1月10日(水)から平成30年2月9日(金)まで郵送の場合は、必着のこと。

持参の場合は、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) 提出先

〒750-0313 下関市菊川町大字田部734番地1
下関市役所菊川総合支所地域政策課

(4) 質問の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受付します。

- ① 受付期間 平成30年1月10日(水)午前9時から
平成30年2月2日(金)午後5時まで

- ② 受付方法 質問書（様式第4号）に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールにより「8問合せ先」まで提出してください。
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、電子メールにて、原則として質問者に対してのみ回答いたします。

（5）参加資格の確認

上記（1）の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、平成30年2月16日（金）までに、その結果を応募者に参加承認書（様式第2号）又は参加不承認書（様式第3号）により通知します。

（6）その他

- ① 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。
- ② 提出書類等は、返却しません。
- ③ 提出書類等は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

3 契約締結までの流れ

（1）選定委員会の設置及び審査

別途設置する「下関市菊川体育館のネーミングライツ・パートナー選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙2「審査方法」により、審査のうえ、優先交渉権者を選定します。

審査日程については、平成30年2月19日（月）から平成30年2月26日（月）までを予定しています。

（2）審査結果の通知及び公表

優先交渉権者は、平成30年2月28日（水）までに選定し、その結果については、全ての応募者に審査結果通知書（様式第6号）で通知します。

また、本市ホームページ等で、優先交渉権者及び次点者等を公表します。

(3) 優先交渉権者との協議及び契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成及び契約保証金等については、下関市契約規則（平成21年規則第29号）の定める手続に従うこととなります。そのうえで、契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、協議は、優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

4 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払は、契約期間中の各年度当初に、本市からの請求に基づき支払うこととします。なお、分割して支払うことはできません。

5 リスク分担

(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

新規に設置した看板、銘板、表示サイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や愛称が第三者の商標権及び著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定することとします。

6 契約の解除

愛称の使用期間中に愛称の命名条件や応募資格を満たさなくなった場合に契約解除するほか、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解除する場合や信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等については、ネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しません。

7 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、原則としてその8月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーの双方から特段の意思表示がないときは、当該愛称の使用期間の満了後も同一の条件で契約を更新することとします。この場合において、更新後の契約期間は、当初の契約期間と同じ年数とします。

8 問合せ先

〒750-0313 下関市菊川町大字田部734番地1

下関市役所菊川総合支所地域政策課

電話番号 083-287-1115

FAX番号 083-287-2739

電子メールアドレス kgchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

施設概要

1. 下関市菊川体育館

〔設置条例 下関市体育施設の設置等
に関する条例〕

2. 所在地 下関市菊川町大字下岡枝1477番地1

位置図



完成図



3. 延床面積 1890.09㎡
4. 建築年 平成29年
5. 開館時間 平日・土曜日 午前9時00分～午後10時00分
日曜日・祝日 午前9時00分～午後5時00分
6. 休館日 12月28日から1月4日まで
7. 諸室 アリーナ(1094.4㎡ バレーコート2面、バトミントン
6面使用可)
プレイルーム(97.1㎡ ダンス、会議室として利用可)
更衣室、シャワールーム
観覧席156席(2階)
駐車場112台(身障用3台)

8. 施設の紹介

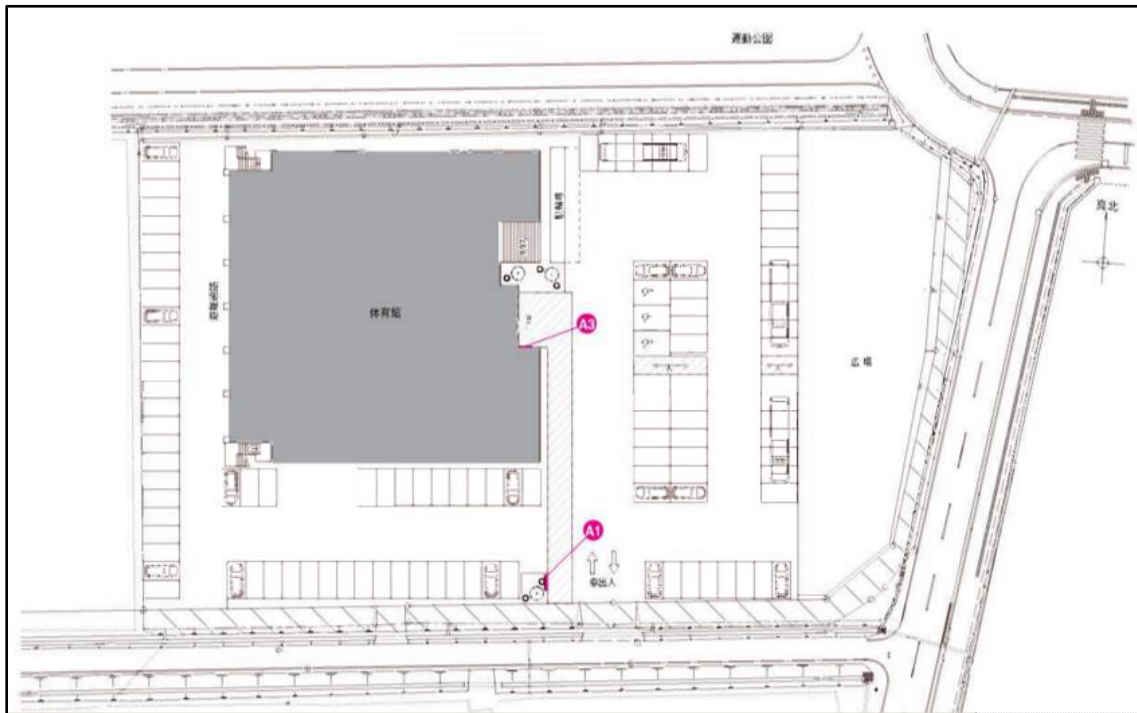
菊川地域周辺には、市立菊川中学校の屋内運動場と兼用の菊川体育館しかなく、学校行事や部活動により市民の利用について時間的制約を受けていることから新たな菊川体育館を建設することとなりました。

新たな菊川体育館は、バレー、バスケットボール、バトミントン、ハンドボールの大会が開催できる広さのアリーナやエアロビ、ダンス、会議室として利用できるプレイルームを備えるとともに、更衣室・シャワー室、観覧席など利用者の利便性をプラスした体育館となっています。

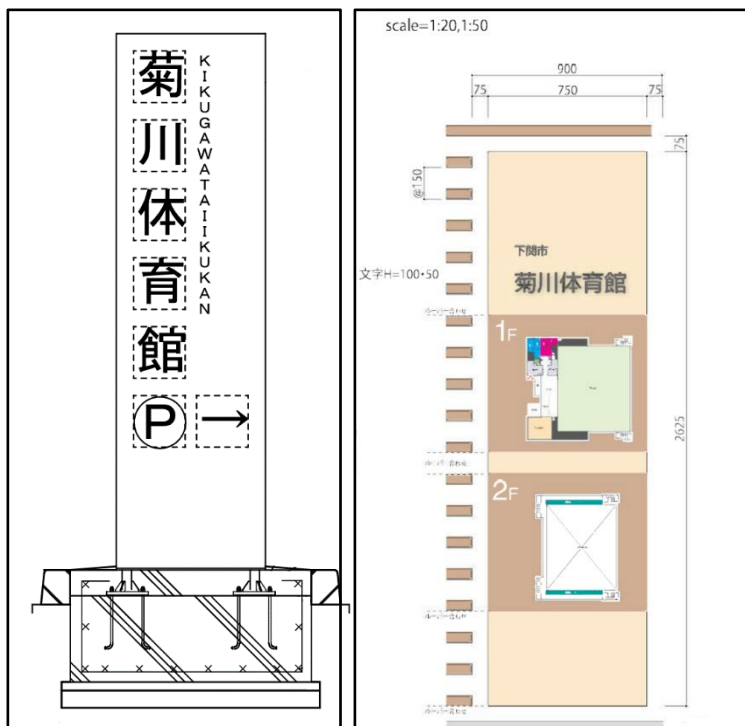
新たな菊川体育館は、平成23年度より建設事業に着手し、平成30年4月1日より供用を開始します。

9. 案内板等の設置位置

・設置位置



- ・ 駐車場案内板・・・ A 1 「菊川体育館」表示部分を愛称名に変更可能
 ※駐車場案内板は屋外整備工事にて2月末までに設置し、名称部分が容易に変更できるように調整中
- ・ 施設案内板・・・ A 3 「下関市菊川体育館」表示部分を愛称名に変更可能



審査方法

1. 審査方法

ご提出いただいた企画提案書（様式第5号）及びプレゼンテーションにより、「下関市菊川体育館のネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員がそれぞれ次の基準に従って審査します。

	審査項目（審査観点）	配点
①	応募金額（最高応募金額との比較）	50点
②	愛称名（親しみやすさ、呼びやすさ 等）	30点
③	下関市に対する貢献活動の実績・予定	10点
④	ネーミングライツの活用方法	10点
	合 計	100点

【採点方法】

(1) 審査項目①については、次の算式により採点します。

$$\text{応募金額の得点} = 50 \text{点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$

(小数点以下第1位を四捨五入)

(2) 審査項目②、③、④については、次により採点します。

判断基準	②	③・④
非常に優れている	30点	10点
優れている	20点	8点
標準的である	15点	5点
やや劣っている	10点	3点
劣っている	5点	0点
ふさわしくない	0点	

(3) 審査項目③については、次のような項目を指します。

- ・ 下関市内に本店・支店・営業所の有無
- ・ 下関市主催又は下関市の市民団体等が主催の行事への協賛等の経済的支援
- ・ 下関市内でのボランティア等の人的支援・清掃等の社会貢献活動
- ・ 下関市民向けのイベントの開催
- ・ 下関市又は下関市の市民団体等への寄附

なお、来年度以降で、下関市への貢献活動の予定がある場合や応募者において将来的なビジョンや意向がある場合は、記入してください。

(4) 審査項目④については、ネーミングライツを活用した応募者の広報活動の予定やPR方法の計画、本市への提案等を指します。

(5) プレゼンテーション

提案内容についての質疑応答等を行います。日時、場所、その他詳細につきましては、参加承認書（様式第2号）の送付時にお知らせいたします。

2. 選定方法

(1) 選定委員会は、応募者が複数ある場合にあっては、優先交渉権者及び次点者、1者である場合にあっては、優先交渉権者の選定を行います。

(2) 応募者が複数ある場合にあっては、最高得点をつけた委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

(3) 優先交渉権者の選定の際に、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、審査項目「応募金額」が最も高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

更に応募金額が同額の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

(4) 次点者の選定の際に、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、審査項目「応募金額」が最も高い応募者を次点者として選定します。

更に応募金額が同額の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を次点者として選定します。

(5) 上記の方法により、優先交渉権者として選定できない場合には、選定委員会において審議のうえ、選定します。（応募者が複数の場合の次点者を含む。）

(6) なお、委員による採点の結果、各委員の採点結果を合算した点数が各委員の配点を合算した点数の7割に満たない場合、又は、審査基準の各項目に著しく低い点がある場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、優先交渉権者及び、次点者として選定しない場合があります。